

芝東第4土地区画整理事業

区画整理通信



令和7年5月 第13号

発行：西部土地区画整理事務所
川口市大字伊刈200番地
電話 048-266-6600

日頃から土地区画整理事業にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
事業の状況をお知らせするため区画整理通信を発行いたします。

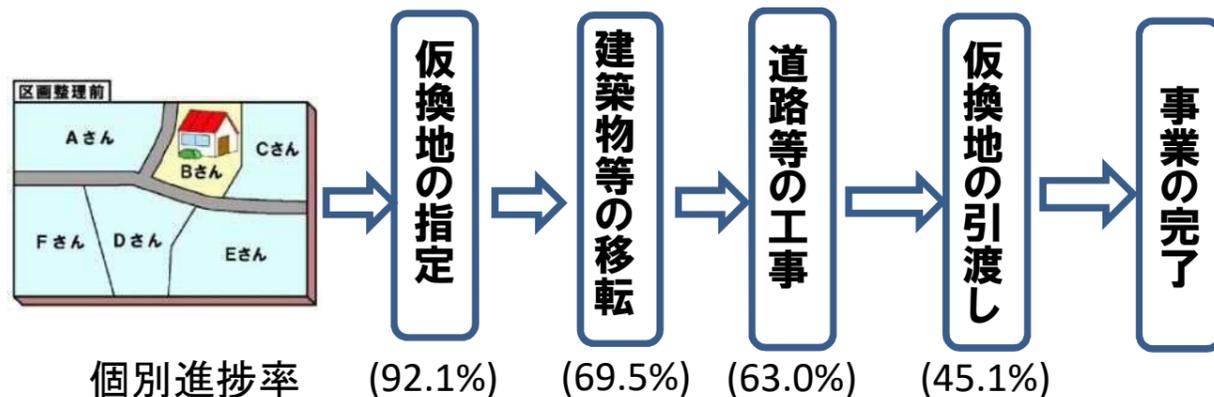
☆ 事業の概要および進捗状況

【事業の概要】

- ◎ 事業名称 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業
- ◎ 施行者 川口市
- ◎ 事業認可 平成元年8月1日
- ◎ 施行期間 平成元年8月1日から令和26年3月31日まで
- ◎ 施行面積 92.6ヘクタール
- ◎ 総事業費 約343億円

【進捗状況】 総合進捗率 68.5%

《土地区画整理事業の流れ》



☆ 事前に申請が必要な事項

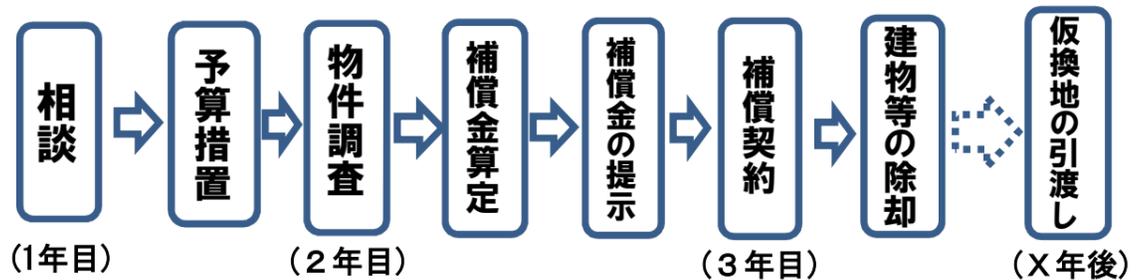
- ◎土地区画整理法第76条申請 建築物の新・改増築および工作物等の設置をする場合
- ◎道路掘削申請 道路を掘削する場合
- ◎証明書 仮換地証明書、底地証明書、保留地証明書等
- ◎従前地分筆、仮換地分筆

☆ 保留地の名義変更のお願い

◎土地の売買や相続などにより保留地を取得した場合は、土地区画整理事務所で名義変更の手続きが必要となります。
詳しくは土地区画整理事務所までお問合せ下さい。
(保留地は法務局で名義変更の手続きはできません。)

☆ 先行補償について

◎区画整理事業による移転の予定となっているが、移転の時期が未定であり、現在の土地・建物等を使用する見込みがない場合に、先行して物件補償にご協力いただき、仮換地先が整備できるまでの間、事業用地として活用させていただくものです。

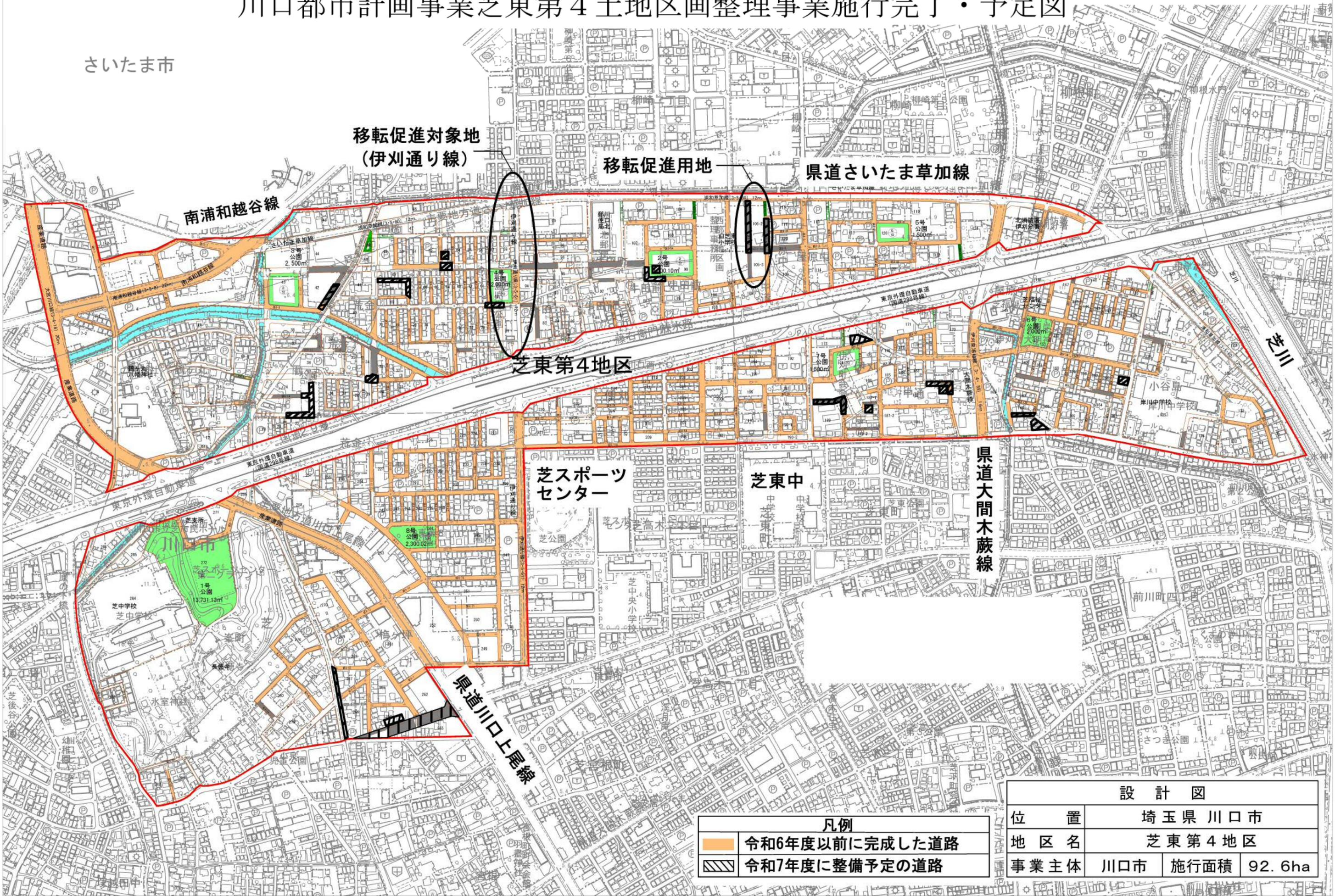


☆ その他

- ◎補償契約の際は、印鑑証明書が必要となります。(契約金100万円以上)
- ◎区画整理に関する相談・質問がありましたら事務所までお問合せください。

川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行完了・予定図

さいたま市



凡例

	令和6年度以前に完成した道路
	令和7年度に整備予定の道路

設計図

位置	埼玉県川口市		
地区名	芝東第4地区		
事業主体	川口市	施行面積	92.6ha